

「学生納付特例制度」とは？

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障がい基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります（一部対象外となる学校等があります。詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください）。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

2 障がい・遺族基礎年金を受けることができます。

納付特例期間中にケガや病気で障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障がいの状態に応じて障がい基礎年金が、遺族（「子のある妻」と「子」）の方は遺族年金を受けることができます。

※障がいや死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

	納付	学生納付特例	未納	
障がい基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)	<input type="radio"/> 入ります	<input type="radio"/> 入ります	<input checked="" type="checkbox"/> 入りません	
老齢基礎年金	受給資格期間	<input type="radio"/> 入ります	<input type="radio"/> 入ります	<input checked="" type="checkbox"/> 入りません
	年金額に計算	<input type="radio"/> されます	<input checked="" type="checkbox"/> されません	<input checked="" type="checkbox"/> されません



- 障がい基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

▼問い合わせ先=宇都宮西年金事務所 ☎ 028(622)4222

保険課 国保年金係 ☎ ⑤69134

コミュニケーション支援事業が無料になりました。

耳が不自由な方に対し、手話通訳者を派遣するコミュニケーション支援事業が4月1日から無料になりました。派遣の対象とするものは下記のとおりです。希望する方は上三川町社会福祉協議会までご連絡ください。

【派遣の対象とするもの】

- ①病院、診療所、薬局での受診に伴う派遣
- ②学校、幼稚園、保育園など学業に関する派遣
- ③官公庁、警察、公共職業安定所等、公的機関の手続きに伴う派遣
- ④就職活動に関する派遣
- ⑤特に説明が必要な物品の購入等に伴う派遣
- ⑥慶弔、地域交流における派遣
- ⑦上三川町ろう者協会が主催する事業に伴う派遣
- ⑧その他社会通念に照らし合わせ、派遣することが適当と判断できるもの

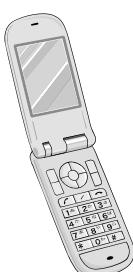
メール119の登録について

石橋地区消防組合では、耳が不自由な方、又は、電話での通話が困難な方が、緊急時（事故、火災、急病など）にメールで連絡できる体制（メール119）を整備しています（手話通訳者が必要な方はメールで連絡する際、「手話通訳希望」と加えてください。）。

登録制となっていますので、希望する方は健康福祉課まで申請ください。また、登録している方で、登録内容（住所、電話番号、メールアドレス等）に変更が生じている方についても受け付けています。

- 申請先…上三川町役場 健康福祉課
- 持参するもの…身体障がい者手帳、携帯電話（通常使用しているもの）

▼問い合わせ先＝健康福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128 FAX(56)7493
上三川町社会福祉協議会 ☎(56)3166 FAX(56)3164



屋外広告物の許可申請について

◎屋外広告物とは…常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。

例）広告板、廣告塔、壁面廣告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、廣告幕、アーバルーン等
屋外広告物は、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例に基づく規制を受けるので、掲出するときは、原則許可が必要です。（一部適用除外があります。）

県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件が定められています。
また、許可を受けることによって掲出できる許可地域も定められています。

町内の許可地域は、

- ・田園調和型地域
- ・田園調和型沿線地域
- ・市街地形成型地域

の三つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準がなりますので、掲出するときは種類と地域の両方の許可基準に当てはめるようにしてください。

市町への権限移譲により平成21年4月1日から屋外広告物の許可申請窓口は、県土木事務所から各市町に変わりましたので、町内に掲出するときは、市町に変わったので、町内に掲出するときは、市町建設課に許可申請してください。

☎(56)9140
▼問い合わせ先＝
都市建設課 都市計画係